

# 第1章 建設コンサルタントの概要

## 1-1 建設コンサルタントの概要

建設コンサルタントは、戦後の社会復興期に生まれ、昭和30年代の高速道路整備や新幹線建設等の大規模事業の拡大、建設コンサルタント登録制度の確立等により企業として発展してきた。現在では、海外においても土木建築に関する工事の調査から工事監理に至るまで役割は拡大している。本章では、建設コンサルタントの歴史、現状の経営状況などの概要について紹介する。

### 1-1-1 定義

建設コンサルタントの公的な定義は、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に規定されている。同法第19条第三号において、「土木建築に関する工事の請負を業とする者又は土木建築に関する工事の設計若しくは監理若しくは土木建築に関する工事に係る調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負若しくは受託を業とする者（以下「建設コンサルタント」という。）」と定義されている。

建設コンサルタントという職業は、日本標準産業分類（平成25年10月改定、平成26年4月施行）によると、学術研究、専門・技術サービス業＞技術サービス業＞土木建築サービス業＞建築設計業に分類されており、設計監理業、建物設計製図業、国・地方公共団体工事事務所（直営工事を行わないもの）と同分類になっている。

また、国土交通省では建設コンサルタントに、測量業、地質調査業を加えた3業種を建設関連業と呼び、建設生産・管理システムの「上流部」における技術サービスの提供者と位置付けている。

このように、建設コンサルタントという職業、立場は、発注者の補助者としてスタートし、コア業務（調査・計画・設計・施工管理・維持管理）を確実に推進する過程のなかで、自立する企業や技術者としての地位の確立を目指してきた。

しかし、各時代の社会のニーズに適切に対応し、社会資本整備において重要な役割を担うべき建設コンサルタントは、求められる技術力や職業倫理、職業資格などの定義が明確でなく、建築士など法律により地位が確立されている職業に比べ、広く国民から認知される職業にはいまだなっていないという現状にある。

さらに、国民の視点からも、社会資本整備プロジェクトにおいて、発注者である国や地方公共団体が、誰に仕事を依頼しているのか、それを担う建設コンサルタントの役割や責任を明らかにすることは、安全で安心な国土を形成する上で極めて重要であるといえる。

### 1-1-2 歴史

戦後、民間技術力活用の気運が急速に高まり、昭和34年1月「土木事業に係わる設計業務等を委託する場合の契約方式等について」の発出により「設計・施工分離の原則」が明確化された。

我が国の社会資本整備（建設事業）の歴史を見ると、戦前は、内務省、農林省等の職員によって企画、調査、計画、設計から施工まで一貫して直轄・直営で行われていた。戦後も、政府の土

木関係機関においては、連合国軍の設営指令や国土復興の施策のため業務量は増大しつつも、なお社会資本整備に関する調査、計画、設計及び工事監理は引き続いて官公庁自らの手で行われていた。その後、昭和30年代に入って社会資本整備の急速な拡大とともに、名神高速道路、東海道新幹線などの大規模事業が着手され、調査、計画、設計及び工事監理において建設コンサルタント業務として、外部の民間技術力活用の気運が急速に高まった。

このような状況を背景として昭和34年1月に、建設コンサルタントの契約方式、標準契約書、価格の積算方法などを規定した「土木事業に係わる設計業務等を委託する場合の契約方式等について」が建設省事務次官通達として発出された。この通達の最大のポイントは「設計・施工分離の原則」の明確化で、この原則はその後の建設コンサルタント業務の確立と発展の基礎となったといえる。

### 1-1-3 登録

「建設コンサルタント登録規程」による登録制度は、国土交通省における行政指導の一つで、申請した登録部門について該当する専門的な知識及び経営内容を審査し、登録簿に登録して個々の建設コンサルタントの業務内容を公示、公証することにより発注者である国などの公共機関に活用されている。

「建設コンサルタント登録規程」（最終改正令和元年9月）による登録制度は法的根拠に基づく制度ではなく、国土交通省における行政指導の一つである。申請した登録部門について該当する専門的な知識及び経営内容を審査し、登録簿に登録して個々の建設コンサルタントの業務内容を公示、公証することにより発注者である国などの公共機関に活用されている。

登録を行おうとする者は、「道路」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「港湾及び空港」等21の登録部門（資料-2 協会データ 表 2-3-2 (p. 資-4)）ごとに行う。登録要件として、当該登録部門に係る業務の技術上の管理をつかさどる専任の者（技術管理者）として、一定の資格、経験を有する専任の技術者、すなわち技術士の資格を有する者を専任とすることを原則としている。また、財産的基礎又は金銭的信用を有する者であることとされ、要件として、法人の場合は、資本金500万円以上、かつ、自己資本1,000万円以上である者、個人の場合は、自己資本1,000万円以上である者とされている。

登録企業には建設業、メーカー等、建設コンサルタント業務を専門としない企業が含まれており、また、一つの企業が複数部門に登録していることもある。

### 1-1-4 求められる技術者資格

#### (1) 技術士

技術士は建設コンサルタント業務の中核の資格であり、会員企業において技術士の数は一貫して増加している。

技術士は、技術士法に基づいて行われる国家試験（技術士第二次試験）に合格し、登録した人だけに与えられる名称独占の国家資格である。技術士は、国や地方公共団体等の発注する建設コンサルタント業務における管理技術者や照査技術者の要件の一つとしても定められており、建設コンサルタント業務にあっては中核の資格となっている。

科学技術・学術審議会技術士分科会では、技術士制度改革に関する論点整理が行われ、今後は「継続研鑽（CPD）の更新制の導入」として更新条件や実施方法、「技術士試験の適正化」として一次試験の適正化や外国人エンジニアが受験しやすい試験方法等、制度改善に向けて作業部会を設置し、引き続き検討が進められている。

技術士は、建設コンサルタントに関わりの深い建設部門を含む20の技術部門のほか、それらを選択科目とする総合技術監理部門の計21技術部門が設けられている。

令和元年度の試験結果によると、建設コンサルタント業の受験者は建設部門受験者全体の48.3%、合格者は全体の40.3%を占めており、会員企業においても技術士の数は一貫して増加している（資料－2 協会データ 表2-1-1（p.資-1））。

## （2）RCCM 資格制度

RCCM は、技術士と並び管理技術者の資格要件となる重要な資格であり、社会資本の点検・診断業務において既に活用が開始されていることなど、その有用性が一段と高まっている。

更新講習会の受講やCPDを通じ技術力の維持向上を推進することで信頼を一層高め、RCCM技術者が更に社会に貢献できるよう努めている。

RCCM（Registered Civil Engineering Consulting Manager、シビルコンサルティングマネージャ）制度は、建設コンサルタントの実務技術者の技術力向上と質の確保の必要性を謳った建設省（現国土交通省）の重点施策に沿って平成3年度に創設され、建設コンサルタント業務にあっては技術士資格と並んで重要な資格である。ほとんどの共通仕様書では、管理技術者と照査技術者について「技術士、国土交通省登録技術者資格、RCCM又はこれと同等の能力と経験を有する技術者」とされている。そのため、建設コンサルタント業務発注方式の主流となっているプロポーザル方式・総合評価落札方式において、RCCMは技術士に並び管理技術者の資格要件となっている。

RCCM 資格試験の推移を見ると、平成25年度以降RCCM合格者数は平均で1,900人を超え、令和元年度は過去最多の2,371人となった。これはRCCMがプロポーザルの加点要件であることや、点検・診断等の維持管理業務の技術者資格として登録されたことにより、資格の有用性が高まったことが一因と考えられる（資料－3 RCCM 資格試験の状況 表3-1-1（p.資-9））。

RCCMの登録は22の技術部門ごとに行われ、技術の進歩・向上に対応した知識や技術力の維持を目的として4年ごとに講習を受講し、登録を更新することとしている。更新時には講習会の受講のほかに、最近の一般技術や専門技術を内蔵した自主学习システムによる自主学习の修了、さらに、RCCM資格者の自己研鑽と技術力の維持・拡大を目的に令和2年度よりCPDを4年間で200単位取得することを義務付けている。（令和2年4月のRCCM資格制度事務局通達にて、コロナウイルスによる講習会等の自粛により、令和2年4月1日より当面の間、更新CPDは従来通り4年間で100単位取得とする。）

講習会の開催、自主学习システムによる自主学习の修了、CPD推進を通じ、技術力の維持向上を推し進めることで、RCCM資格の信頼性をより一層高めるとともに、RCCM技術者が更に社会に貢献できるよう努めている。

(3) その他の技術者資格

また、国土交通省は平成26年12月に「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」を施行し、点検、診断、設計等の業務内容に応じた必要な知識・技術を明確化し、それを満たす民間技術者資格の登録を開始した。表1-1-1に示すとおり、RCCMも令和元年度末までで14部門が登録されている。

表 1-1-1 公共事業に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿

施設分野	点検・診断等業務										計画・調査・設計業務																								
	土木機械設備	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	堤防・河道	舗装	小規模附属物	港湾施設	道路土工構造物(土工)	道路土工構造物(シールド・大型カルバート等)	地質・土質	建設環境	電気施設・通信施設・制御処理システム	建設機械	土木機械設備	都市計画及び地方計画	都市公園等	河川・ダム	下水道	砂防	地すべり対策	急傾斜地崩壊等対策	海岸	道路	橋梁	トンネル	港湾	空港			
RCCM 専門技術部門	河川、砂防及び海岸・海洋	○	○	○	○				○												○		○	○	○	○									
	港湾及び空港											○	○	○																		○	○		
	道路									○		○	○															○							
	下水道																				○														
	造園																				○														
	都市計画及び地方計画																			○															
	地質												○		○																				
	土質及び基礎												○		○																○				
	鋼構造及びコンクリート						○	○						○																	○				
	トンネル							○																								○			
	施工計画、施工設備及び積算										○		○																						
	建設環境															○																			
	機械	○																	○	○															
	電気電子																○																		

出典：国土交通省「平成30年度公共事業に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」（国土交通省ホームページ）（平成31年1月）

## 1-2 建設コンサルタンツ協会の概要

協会は会員企業数 19 社で発足し、活動期、発展期と順調に会員企業数を伸ばしてきた。公共事業予算が変動した変革期は一時減少したものの、その後、再び増加に転じて、2019 年（平成 31 年）3 月末には 487 社となった。

### 1-2-1 歴史

#### (1) 設立目的

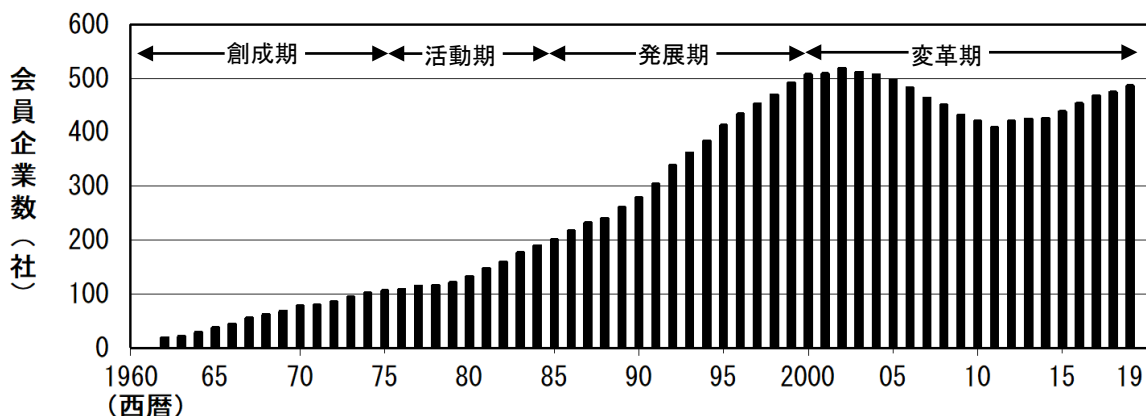
建設コンサルタンツ協会は、社会資本の整備と活用に貢献するため、建設コンサルタントの資質と技術力の向上を図り、これによって公共の福祉の増進に寄与することを目的として活動している。協会では 1-4 に示すとおり、平成元年より、取り巻く状況の変化に応じて 3 つのビジョンを策定しており、建設コンサルタント業界も大きな変貌を遂げてきている。

協会のホームページ (<http://www.jcca.or.jp>) では、協会の理念・活動成果、関連資格・試験案内、建設コンサルタントの仕事などについて紹介しており、また、JCCA ニュース、講習会／セミナー、会員へのお知らせなど有用な情報をタイムリーに提供している。

#### (2) 協会の設立

建設コンサルタンツ協会は、昭和 36 年 4 月に発足し、昭和 38 年に建設大臣の許可を受け、社団法人化した。

その後、昭和 39 年に「建設コンサルタント登録規程」の建設大臣告示がなされ、協会会員も発足時の企業数は 19 社だったが、「発展期」には急速に会員企業数が増加した。しかし、「変革期」には、1998 年度（平成 10 年度）をピークとする公共事業予算（補正予算込）の減少を背景として会員企業数の増加傾向に変化が生じ、2002 年（平成 14 年）～2011 年（平成 23 年）は減少に転じている。2012 年（平成 24 年）以降は、東日本大震災を契機として、公共事業予算が微増に転じたことを受けて再び増加している。2019 年（平成 31 年）3 月末時点の会員企業数は 487 社である（図 1-2-1）。



出典：協会「平成 30 年度建設コンサルタンツ協会年次報告」（令和元年 8 月）などから作成

図 1-2-1 会員企業数の変遷



### (3) 協会の変遷

協会の変遷を表 1-2-1 に示す。また、各支部の設立年、会員企業数は表 1-2-2 に示すとおりであり、近畿支部が昭和 37 年 4 月に設立され、昭和 43 年～45 年にかけて北海道、東北、関東、中部、中国、九州、昭和 58 年に北陸、昭和 60 年に四国支部の各支部が設立されている。

平成 30 年度末の各支部の会員企業数は 50～153 社となっている。

表 1-2-1 協会の変遷

年代	トピックス
創成期 1963 年（昭和 38 年）～ 1975 年（昭和 50 年）頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設コンサルタント企業が社会で活躍をはじめた 1963 年（昭和 38 年）に設立</li> <li>組織や制度の整備が行われるとともに、地方支部も順次設置</li> </ul>
活動期 1975 年（昭和 50 年）頃～ 1985 年（昭和 60 年）頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>時代の大きなうねりのなかで、体制の充実と協会独自の長期構想を生み出すための準備の時期</li> </ul>
発展期 1985 年（昭和 60 年）頃～ 2000 年（平成 12 年）頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設コンサルタントビジョンの具体化とそれに見合った組織改革、RCCM 制度の創設など独自の活動を展開し、飛躍を遂げた時期</li> </ul>
変革期 2000 年（平成 12 年）頃～ 現在	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たなビジョンの策定やインフラストラクチャー研究所の創設など、公共事業予算の減少という新たな局面のなかで、次代のあるべき姿を求めて変革を続けている時期</li> <li>協会運営の合理化、効率化を一層推進するとともに、公益法人改革への対応として一般社団法人へ移行</li> </ul>

表 1-2-2 支部の会員企業数等の状況

支部名	設立年	設立時名称	支部傘下会員企業数の変遷		
			平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末
北海道	昭和 43 年 11 月	地区協議会	60	62	64
東北	昭和 43 年 11 月	地区協議会	102	102	103
関東	昭和 43 年 11 月	地区協議会	146	149	151
北陸	昭和 58 年 4 月	北陸支部	61	62	61
中部	昭和 44 年 4 月	名古屋支部	96	96	98
近畿	昭和 37 年 4 月	近畿支部	110	111	113
中国	昭和 45 年 4 月	中国四国支部	50	50	50
四国	昭和 60 年 4 月	四国支部	50	51	53
九州	昭和 43 年 6 月	地区協議会	146	148	153

出典) 設立年・名称：本部資料、会員企業数：協会「事業報告」

#### 1-2-2 会員企業の特徴

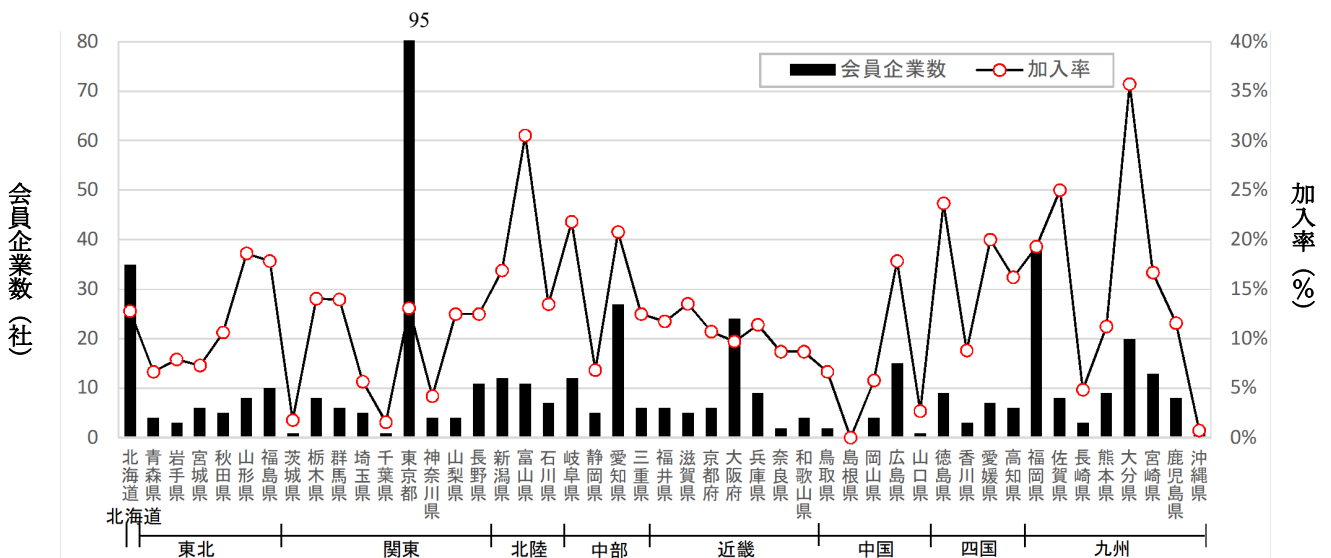
会員企業は全国に広がっているが、都道府県別会員企業数では東京都が最も多い。また、比較的経営規模の大きな企業が加入しており、様々な部門の技術者を揃えて多部門展開を図っている企業が多い。

### (1) 都道府県別会員企業数

会員企業は全国に広がっており、平成31年3月末の都道府県別の会員企業数と加入率は図1-2-2に示すとおりである。加入率は、国土交通省の定める建設コンサルタント登録規程に基づいて建設コンサルタント登録を行っている企業（以下「登録企業」という。）のうち、会員となっている企業の数を百分率で示したものである。

会員企業数は、東京都が圧倒的に多く、福岡県、北海道、愛知県が続いており、島根県は会員の空白県となっている。これまで会員空白県であった沖縄県も平成30年度に会員登録企業があり、解消された。

加入率は、一部を除いて北陸地方、中部地方、四国地方、九州地方の各県の加入率が高い。

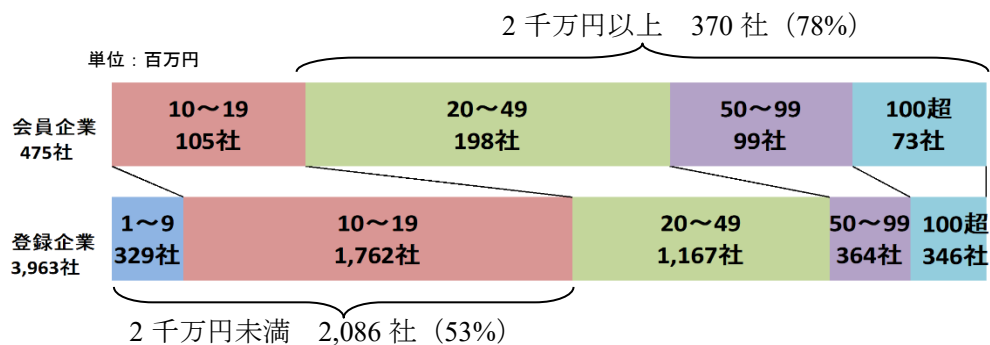


出典：協会「平成30年度建設コンサルタント協会年次報告」（令和元年8月）などから作成

図1-2-2 都道府県別会員企業数と加入率

### (2) 会員企業の経営

図1-2-3は、平成30年4月1日時点の資本金規模別の会員企業数の構成比率を示す。登録企業の5割以上は資本金2千万円未満であるのに対し、会員企業の約8割が資本金2千万円以上となっている。会員企業は、登録企業のなかで比較的経営規模の大きな企業が加入しているといえる。



出典：協会「平成30年度建設コンサルタント協会年次報告」（令和元年8月）などから作成

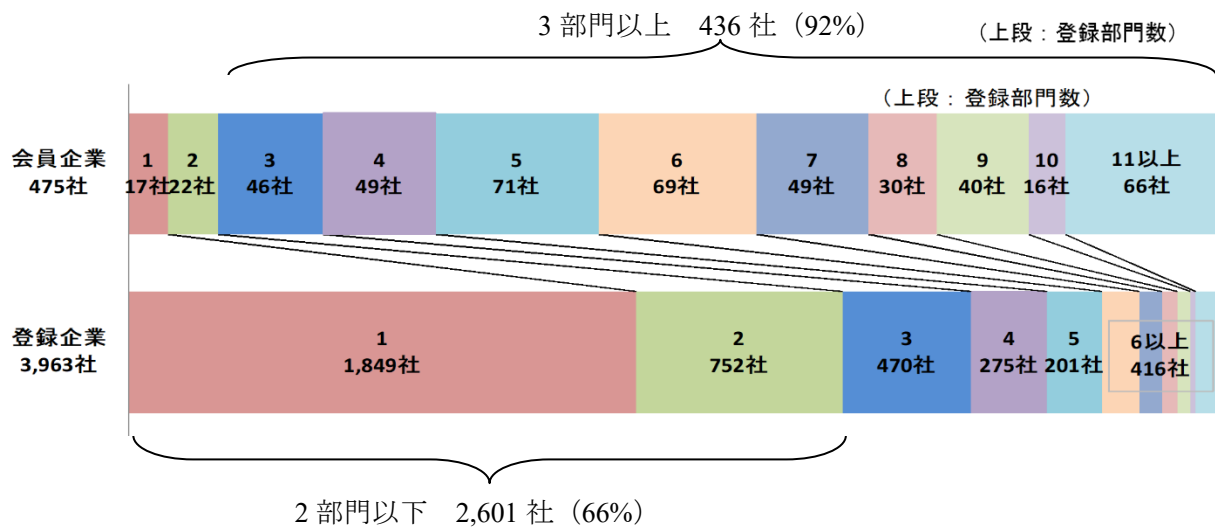
図1-2-3 資本金規模による会員企業と登録企業の比較

### (3) 会員企業の技術部門登録数

図1-2-4は、平成30年4月1日時点の建設コンサルタント登録を行っている部門数の構成比率を示している。

3部門以上登録している企業数は、登録企業ではおよそ3割程度であるのに対して、会員企業では9割以上に達している。また、登録企業では、1部門のみの登録を行っている企業がおよそ5割となっており、1部門あるいは2部門の登録を行っている企業がおよそ7割を占めている。

これらのことから、登録企業の場合には、限られた部門に特化して活動を行っている傾向が強いものに対して、会員企業の場合には、様々な部門の技術者を揃えて多部門展開を図っている企業が入会している点が特徴的といえる。



出典：協会「平成30年度建設コンサルタンツ協会年次報告」（令和元年8月）などから作成

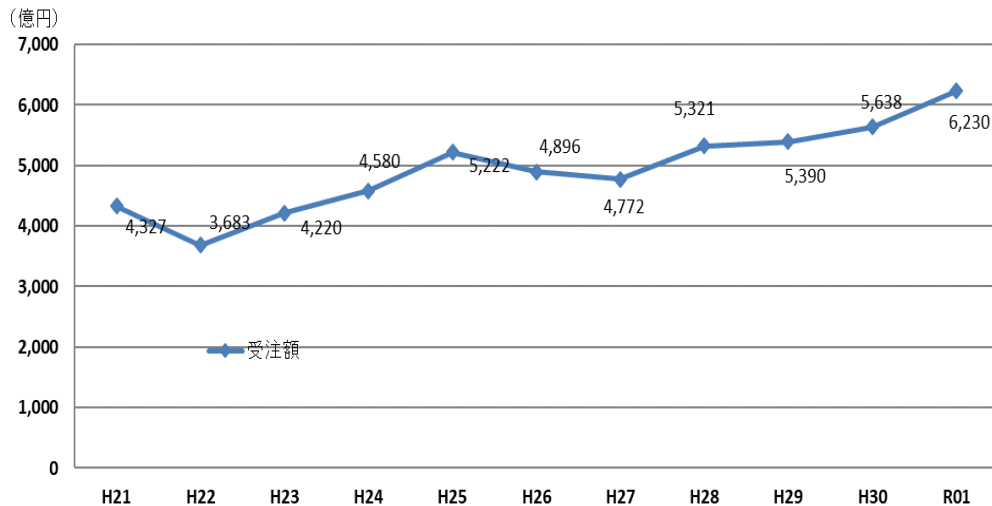
図1-2-4 登録部門数による会員企業と登録企業の比較

## 1-2-3 会員企業の規模

### (1) 会員企業の契約金額

建設関連業等の動態調査結果（建設コンサルタント50社）によると、契約金額は昭和60年代後半から著しい伸びを示し、平成7年度には5,236億円に達した。その後、契約金額は減少傾向が続いたが、最近10年間では、平成20年度の3,813億円から徐々に回復し、平成25年度は平成7年度の契約金額までほぼ回復した。令和元年度の契約金額は6,230億円となり、上昇傾向が続いている（図1-2-5 及び 資料-5 その他関連データ 表5-1-1 (p.資-11)）。





出典：国土交通省総合政策局「建設関連業等の動態調査報告（建設コンサルタント 50 社）」

図 1-2-5 建設関連業等の動態調査（建設コンサルタント 50 社）による契約金額

## （2）会員企業の売上高

会員企業のコンサルタント部門売上高集計総額は、平成 9 年度には、10,332 億円に達した。その後減少を続けたが、平成 24 年度から増加傾向に転じ、平成 30 年度は 9,737 億円と七期連続して増加することとなった。また、1 社当たりの売上高を見ても、平成 30 年度は 20.0 億円と前年度より 0.6 億円の増加となった（資料－2 協会データ 表 2-3-1 (p. 資-3)）。

## （3）経営規模

### 1）資本金別規模

平成 30 年度の会員企業 487 社を資本金別に見ると、5,000 万円未満の企業が 313 社（全体の 64%）であり、1 億円未満の企業は、412 社（同 85%）と資本金規模の小さな企業が大半を占めている。平成 29 年度も 5,000 万円未満の企業は 303 社（全体の 64%）、1 億円未満の企業は、401 社（同 84%）と割合が高く、会員企業数もこの規模での増加が多いことから、会員企業から見る建設コンサルタントは、資本金規模の小さい企業の占める割合が高い業種といえる（資料－2 協会データ 図 2-2-1 (p. 資-2)）。

### 2）売上高別規模

平成 30 年度の会員企業 487 社の建設コンサルタント部門平均売上高は 20 億円となっており、そのうち売上高が 10 億円未満の比較的規模が小さい企業数は 324 社（全体の 67%）で、その平均売上高は 4 億 1 千万円となり、企業数割合では平成 29 年度から 2 ポイント減少している。

全体の平均売上高の増加は、100 億円以上の企業が 4 社増加し、3 億円未満の企業が 20 社減少していることが主な要因と考えられるが、依然売上高規模の小さい企業が多い業種といえる（資料－2 協会データ 図 2-2-2、表 2-2-1 (p. 資-2)）。

## (4) 経営指標に基づく経営状況

### 1) 売上高営業利益率・売上高当期純利益率「収益性」

売上高営業利益率は、平成27年度、平成28年度と売上高当期純利益率とともに連続して減少し厳しい状況となったが、平成29年度にはいずれも増加に転じ、平成30年度も増加となった。

会員企業（専業社）における売上高営業利益率の推移を見ると、平成24年度までは長い間4%以下の利益率で推移し、平成25年度以降は公共事業費の増加等に伴い上昇し、平成26年度には6.9%となったが、平成27年度、平成28年度は5%台まで減少した。平成29年度は、職員一人当たりの売上高の増加等による原価率減少により、売上高営業利益率が6.8%まで増加、平成30年度にも同様の傾向が続き、7.5%まで増加した（資料-2 協会データ 表2-4-1、図2-4-1（p. 資-5~6））。

また、会員企業（専業社）の売上高当期純利益率の推移を見ると、売上高営業利益率と同様、平成27年度、平成28年度は2年連続して減少となったが、平成29年度は4.5%、平成30年度には4.7%に2年連続の増加となった（資料-2 協会データ 表2-4-1~2-4-2（p. 資-5））。

### 2) 生産性

職員1人当たりの売上高は増加したが、総資本回転率は総資本の増加により若干減少した。

会員企業（専業社）の職員1人当たりの売上高は、平成13年度頃までは2,000万円以上を維持していたが、その後、10年以上減少傾向が続いた。平成26年度は売上高の上昇もあり、1,910万円まで増加した。平成27年度、平成28年度は売上高の減少などの影響により、生産性の指標である職員1人当たりの売上高は2期連続減少する結果となったが、平成29年度は1,907万円まで増加し、平成30年度は1,944万円まで増加した。

また、総資本回転率を見ると、平成12年度までは1.20回以上を維持していたが、その後は1.10回未満が続き、平成26年度は1.10回まで回復したものの、平成28年度は1.07回、平成29年度は1.05回となった。

平成30年度は、売上高は増加したものの、総資本の増加率が総売上高の増加率より大きかったため、1.03回に減少した（資料編 表1-4-1（p. 資-5））。

### 3) 安全性

総資本自己資本比率、流動比率は、目標値を大幅に上回り財務数値上の安全性は確保されているが、急激な収益性や生産性の低下に備えて、自己資本の充実を促進し、経営上の安定を図ることが業界としての課題である。

会員企業（専業社）の総資本自己資本比率は、平成30年度は55.2%と直近10年間は安定的に50%を超え、今年度も目標値（40%以上）を大幅に上回ったが、平成29年度から0.2ポイント減少した。また、流動比率も平成30年度は201.2%と、平成29年度の206.3%を5.1ポイント下回る結果となった。しかし、流動比率も目標値（130%）を大幅に上回っている状況は継続している。

このように財務数値上安全性は確保されている。資本金規模の小さな企業が多いことから、今後は急激な収益性や生産性の低下に備えて、自己資本の充実を促進するとともに財務体質の健全性を確保し、経営上の安定を図ることが課題である（資料-2 協会データ 表2-4-1（p. 資-5））。

## 1-2-4 技術者

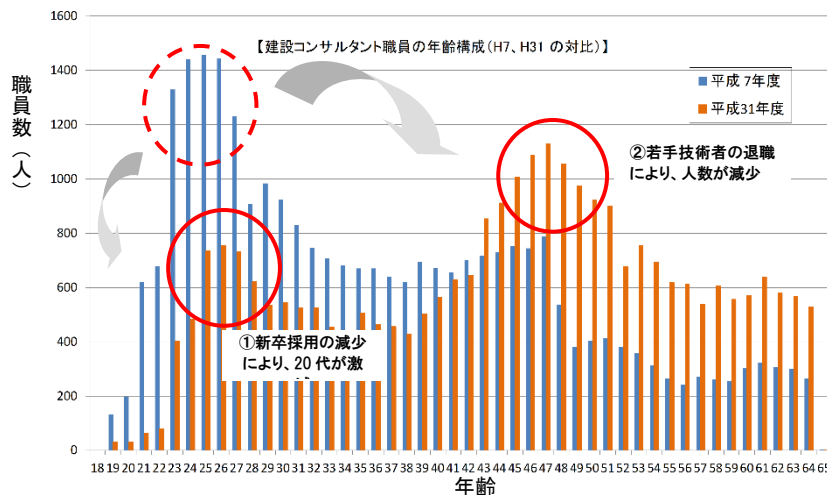
### (1) 技術職員数

会員企業で働く技術職員の数、平成11年度の47,216人をピークに減少傾向にあったが、平成22年度以降増加傾向に転じ、平成30年度末では46,151人となっている。また、1社当たりの技術者数も平成8年度以降減少傾向にあったものが、平成20年度以降は横ばい状態で、平成30年度末では95人/社となっている（資料-2 協会データ 表2-1-1 (p. 資-1)）。

### (2) 技術者の高齢化

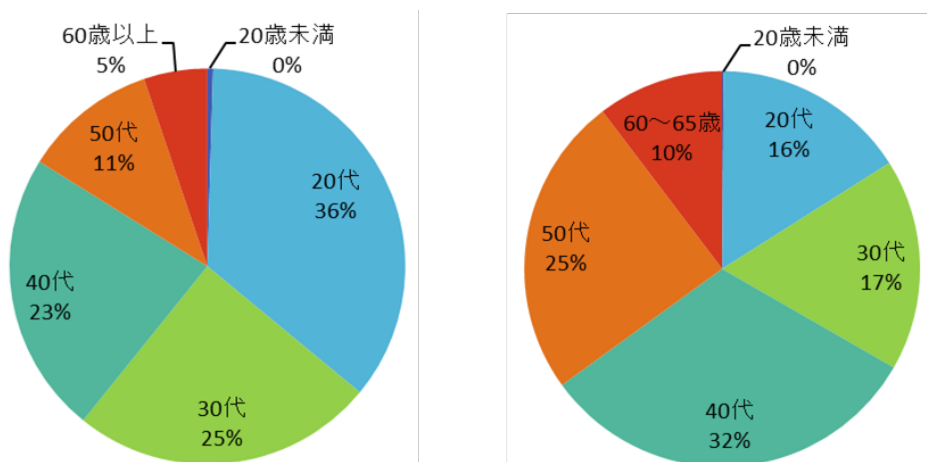
建設コンサルタントに所属する職員の年齢別構成（図1-2-6、図1-2-7）を見ると、人数の最も多い年齢は、平成7年度が24歳から26歳であったのに対し、その後の新卒採用が少なかったことで、平成30年度では46歳から48歳が最も多くなっている。

平均年齢も36.8歳から44.1歳と約7.3歳上昇しており、現状のまま推移すれば将来的に実務者の中心は50歳代となり、建設コンサルタントは著しい高齢化業界となることが推測できる。



出典：建設コンサルタンツ企業年金基金「建設コンサルタンツ企業年金基金資料」

図1-2-6 建設コンサルタント職員の年齢構成



【H7の年代別人数比率】

【H30年の年代別人数比率】

出典：建設コンサルタンツ企業年金基金「建設コンサルタンツ企業年金基金資料」

図1-2-7 建設コンサルタント職員の年代別人数比率

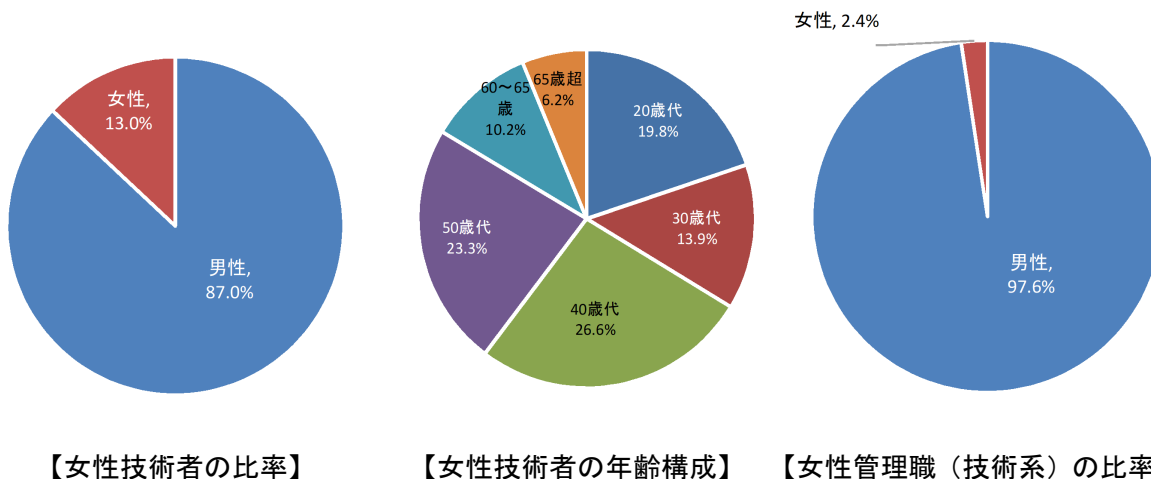
### (3) 女性技術者の現状と活躍推進

建設コンサルタント業界は、女性技術者の比率が低く、今後少子化が進む社会状況では女性技術者を積極的に採用・育成することが課題であり、社内の規定や制度を改善し、女性技術者が働きやすい環境作りを推進して、活躍の場を提供できる業界にする必要がある。

平成26年8月に官民協働による行動計画「もっと女性が活躍できる建設業」を策定し、5年間で女性技術者・技能者の倍増や女性の活躍に地域ぐるみで取り組む活動が全国で開始された。また、アベノミクスの成長戦略でも女性管理職の割合の数値目標を設定するなど、女性の活躍推進が強化されている。

建設コンサルタント業界においても、女性技術者に関する課題は同様で、令和2年2～4月に実施した調査結果（回答＝132社、全技術者数＝19,068名）では、女性技術者の比率がおおむね1割強程度であり、女性技術者の管理職となると、技術者全体の2.4%にとどまっている。これは業界特有の長時間労働等の就労環境状況の影響と考えられる。しかし、近年の働き方改革への取り組みにより就労環境の改善が図られており、ここ数年の調査の傾向では、各企業の採用については、男女関係なく採用するという企業が大半となっている（図1-2-8）。

今後、一層少子化が進む社会状況のなかで、女性技術者を積極的に採用・育成することは、技術者の高齢化により技術継承が危ぶまれるという深刻な課題に対する解決策の一つでもある。そのためにも各企業が、社内の規定や制度の改善を継続して行い、女性技術者が働きやすい環境作りを推し進め、活躍の場を提供できる業界にする必要がある。



出典：協会「担い手確保、女性社員、シニア社員等に関する実態調査」（令和2年6月）

図1-2-8 女性技術者の実態調査結果

## 1-3 健全な企業経営に向けて

社会的ルールを遵守した経営や企業の社会的責任を果たすこと（CSR）は、建設コンサルタントの持続的発展の基盤を形成することといえる。また、大規模災害等により一時的に業務が中断したとしても、可能な限り短期間で業務を再開することが顧客満足のためから不可欠である。したがって、各企業が取り組む事業継続も重要な経営課題の一つになっている。

### 1-3-1 社会的ルールの遵守

建設コンサルタントは、倫理観を保持した活動を実践しコンプライアンスを遵守している。また、協会では倫理綱領を制・改定し会員企業へのコンプライアンスの浸透と周知を図っている。

建設コンサルタントは、「自律した建設コンサルタント」として、安全・安心、かつ活力ある国土を形成する建設生産・管理システムの上流工程を担う専門家集団としての責務を自覚し、更なる社会への貢献を果たすため、協会の倫理的行動規範である「倫理綱領」に基づき、必要十分に倫理観を保持した活動を実践しコンプライアンスを遵守している。

また、協会では、倫理・表彰委員会、職業倫理・コンプライアンス委員会等を設置するとともに、倫理綱領を補完して会員企業各社が定める独占禁止法等コンプライアンス・プログラムの導入促進指導や、『職業倫理啓発の手引き』等を基とした啓発活動等を実施し、会員企業へのコンプライアンスの浸透と周知を図っている。

#### （1）倫理綱領の改定

協会の倫理的行動規範である「倫理綱領」は、平成3年に制定され、令和元年には建設コンサルタントや日本企業を取り巻く経営環境の大きな変化を踏まえ、現在二度目の改定が行われている（表1-3-1）。

表 1-3-1 協会の倫理綱領

1. 法令、社会規範及び契約の遵守
2. 品位の保持
3. 信用と信頼の保持
4. 技術の向上と品質の保持
5. 持続可能な社会の構築

#### （2）独占禁止法等コンプライアンス・プログラムの導入促進指導

協会は表1-3-2に示すとおり、会員企業に対して独占禁止法等コンプライアンス・プログラムの導入促進を指導している。これらは、改正独占禁止法や周辺法令を遵守の対象として、独占禁止法遵守マニュアル等と整合させており、『独占禁止法等コンプライアンス・プログラム事例集』の開示によっても導入促進を指導している。

表 1-3-2 協会の独占禁止法等コンプライアンス・プログラムの構成

1. 経営者の独占禁止法等遵守の宣言
2. 役職員のための独占禁止法等遵守マニュアルの作成
3. 倫理行動規範の作成
4. 社内責任体制の確立
5. 役職員への独占禁止法等に関する研修、教育の実施
6. 独占禁止法等の遵守状況の社内監督体制の確立
7. 独占禁止法等に関する社内相談体制の整備
8. 独占禁止法等に違反した場合の社内規定に基づく懲戒処分等の実施

### (3) 『職業倫理啓発の手引き』等を基とした啓発活動の実施

協会は、倫理綱領を補完する位置付けで、『建設コンサルタント技術者の倫理』、『RCCM 倫理規定』、『職業倫理啓発の手引き』等を定め、職業倫理・コンプライアンスなどに関する啓発活動を実施している。令和元年以降、倫理綱領の改定を踏まえ、これらの規定・手引き類については順次改定等が行われる予定とされている。

一例として、平成 20 年 10 月に策定した『職業倫理啓発の手引き』では、図 1-3-1 の枠組みで啓発活動を実施している。また、職業倫理行動規範は表 1-3-3 に示すとおりである。

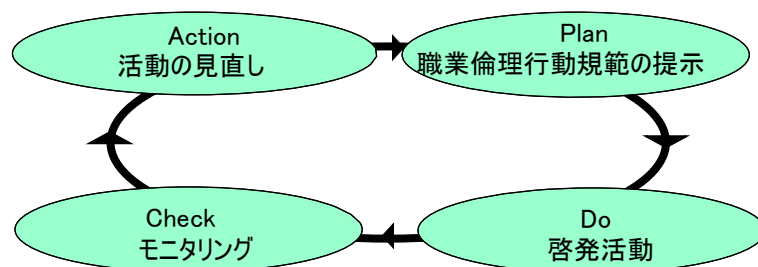


図 1-3-1 職業倫理啓発活動の枠組み

表 1-3-3 職業倫理行動規範

一. 「職業倫理行動規範」は、我々の使命である「社会的要請に適切に応える活動」において欠くことのできないものである。
一. 経営において、職業倫理観と目先の経営の間でしばしば葛藤が生じることがある。しかし、職業倫理観を欠いた安易な手段を選択することは、結果として社会的信頼を失墜させ、業界の品位と権威を損なうとともに、自らの企業経営に大きな障害をもたらす、他者の経営をも苦しめることとなる。
一. 職業倫理はいかなる場合でも経営の規範とし、すべての関係者が遵守しなければならないものである。特に、経営を担う組織のトップが最も心得、その保持と啓発にリーダーシップを発揮しなければならない。



## 1-3-2 CSR

### (1) 建設コンサルタントの CSR

#### 1) CSR への潮流

建設コンサルタントは、社会資本整備において技術サービスを提供するという事業活動であることから、企業の社会的責任は大きい。そのため、高い倫理性を堅持しながら社会貢献していかなければならない。

CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) とは、企業が様々なステークホルダーとの信頼関係を築き、自らの事業活動を継続していく上で果たさなければならない責任と捉えることができる。また、企業を社会的責任の観点から格付けし、企業への投資を行う SRI (Socially Responsible Investment : 社会的責任投資) も活発化している。

最近では CSR の考え方にも変化があり、企業の果たすべき社会的責任のみならず、自社の競争力や企業価値、ブランド価値向上の手段と捉え、CSR を経営的戦略として位置付ける動きが進んでおり、企業の利潤追求的な経営から離脱した慈善活動的なものも含まれてきている。具体的な活動としては、環境への配慮、地域貢献を含む社会貢献に加えて、最近では、人権の尊重についても CSR の課題として取り組んでいる企業も見られる。CSR 活動の例として、地域共生では地域行事への参加や清掃ボランティア・職場見学など企業の拠点周辺における活動が多く、次世代(子ども) 育成・支援といった活動は、出前授業・教育講座のような教育プログラムが行われている。

また、企業が果たすべき責任として企業倫理を守ることが挙げられるが、これまでにマンション建設のくい打ち工事のデータの改ざん、羽田空港他の地盤改良工事における施工データの改ざん、大手電機メーカーの不適切会計報告、大手自動車メーカーの無資格検査、大手鉄鋼及び化学メーカーのデータ改ざん、建築・不動産企業による施工不良といった不正行為が生じている。

さらに、リニア中央新幹線の建設工事における総合建設業(ゼネコン) の談合疑惑も問題視されており、社会的責任として企業倫理を守ること、法令を遵守することの再認識が必要である。

建設コンサルタントは、我が国の社会資本整備において建設に係わるあらゆる場面において技術の提供を通して高い倫理性を堅持しながら社会貢献を行っており、法令遵守、企業倫理、環境対策等、CSR の構成要素への取組みについて、ホームページ等で国民に情報公開している。

#### 2) 建設コンサルタントに求められる要件

建設コンサルタントは、21 世紀の社会資本の整備と活用における多様化する役割と領域を担い、これまで以上に効率性、透明性、競争性、公正性を有する社会資本整備に貢献し、美しく豊かな国土を実現する使命を担っている。

建設コンサルタントは、上記の使命を達成するためには、ステークホルダーの視点に立った企業倫理、技術者倫理を堅持し、高い創造性、構想力、多様性、意欲、表現力等を持つ技術者を確保しなければならない。さらに、建設コンサルタントの行動・活躍が国民への広報を通して社会から認知され、評価されることが求められている。そのために、会員企業各社では、独自の経営方針、企業行動指針、品質方針、環境方針等を制定し、公表する企業が増えており、法令の遵守、倫理の堅持、社会貢献、技術力向上、環境問題など CSR の観点からの積極的な取組みが示されている。

さらに、ステークホルダーから企業に対する期待も変化してきており、企業価値の向上のために地域社会への貢献・支援や環境への配慮についても経営活動の一環として積極的に取り組むことが必要になってきている。

## (2) 建設コンサルタントの取組み

建設コンサルタントの取組みにおいては、産業全体、企業及び技術者の倫理の堅持に加えて、社会貢献活動及びCSRの充実が重要である。また、建設コンサルタント全体を戦略的に広報する等により社会的認知度の向上を図り、建設コンサルタントの役割の重要性や実情を広く国民に知ってもらうことが必要である。

CSRの概念は企業経営そのものであり、企業の持続的発展の基盤を形成するようになってきている。社会資本の整備をリードしていく立場にある建設コンサルタントは、社会から信頼され尊敬される業界となるために、積極的にCSRを中心とした活動に取り組み、社会にアピールすることが必要である。

協会では、平成26年(2014年)には新たなビジョンとして「建設コンサルタントビジョン2014～自律した建設コンサルタントへの転換」を制定した。このビジョンは3つの基盤(①倫理基盤(CSR)、②品質基盤、③経営基盤)と、4本の改革の柱(①多様な事業ニーズ(コア分や・周辺分野)への取り組み、②技術競争市場の充実と技術開発、③技術者を活かす組織力の充実、④企業の特質を活かした自律した経営の実践)で構成されている。さらに、このビジョンを実現するため第二次の中期行動計画として「新中期行動計画2019～2022」を策定した。また、令和元年5月に倫理綱領を改定し建設コンサルタントの守るべき規範を示した。

具体的な活動としては、平成17年度に、CSR専門委員会を設置し、CSRに関する国内外の情報を収集し、CSRへの協会としての取組みの方針を検討してきた。その後、建設コンサルタントCSRガイドブックの取りまとめやCSR活動に関する講習会を開催し、CSRの普及に努めてきた。今後は、必要に応じCSRの最新の動向の把握、CSR活動を実施している企業の実例紹介、CSRガイドブックの見直しについて取り組んでいくこととする。

### 1-3-3 事業継続

#### (1) 事業継続への取組みの必要性

建設コンサルタントにおける事業継続への取組みの推進は、安全・安心な国民生活を堅持するという社会的責任を果たす上でも重要なことであり、大規模な災害や事故等で被害を受けた場合においても、発注者からの委託業務を中断しないこと、また中断しても可能な限り短期間で業務を再開することが不可欠である。

近年の自然災害の激甚化・広域化や新型コロナウイルスの世界的蔓延など、長期間の業務停止を余儀なくされる事態がいつでもどこでも起こり得る可能性がある。このため、企業にとっては地震や豪雨災害などの大規模な自然災害をはじめ、火災、テロ、ウイルス感染など、リスクの多様化に伴い、事態が発生したのち、いかに速やかに業務を再開できるかが問われている。さらに、建設コンサルタントは、被災した社会資本の迅速な災害復旧に貢献するため、地域との協調、地域貢献、相互扶助などの視点も含めて地域との連携を意識して取り組む必要がある。

さらに、国土交通省の建設関連企業等の「事業継続計画」（BCP：Business Continuity Plan）の作成支援では、大規模災害時の緊急対応に当たって、行政機関と連携しながら災害対応を行う建設関連企業が災害応急対応業務や継続すべき重要業務を确实・円滑に実施するための体制を整えておくことが必要とされている。また、各地方整備局においても、建設関連企業を対象としてBCPなど災害時の事業継続力の認定を推進するとともに、認定企業に対しては総合評価落札方式での加点評価とするなどインセンティブを付与することで地域防災力を強化するものとしている。

## （2）事業継続計画の策定

建設コンサルタントにおいては、大規模な自然災害等が発生した時に、業務を継続できるように事前事後対策をあらかじめ定めた「事業継続計画」（BCP）を策定し、常に災害等のリスクに対応できるように備えておくことが必要である。

協会では、近年の大規模な自然災害が発生した際に、災害対策本部を立ち上げ、災害復旧に貢献してきた。また、令和2年に入ってから顕在化した新型コロナウイルス感染症に対しても危機管理対策本部を設置し、感染拡大の予防措置を図るとともに、事業活動に制約がある中でも可能な限り社会資本整備に遅れが生じないように、web会議や在宅勤務などのリモートワークを駆使しながら、経済活動を維持している。

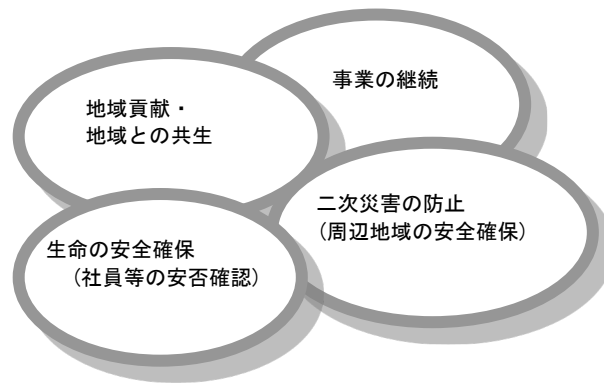
会員企業も独自で「事業継続計画」（BCP）を策定し、自然災害や感染症が発生した場合には、対策本部の設置などにより体制を整え、自企業の事業継続のみならず、協会や行政機関と連携を行い、災害復旧対応や社会資本整備の事業継続等に貢献することが求められている。

以下に、「事業継続計画」（BCP）のなかで、定めておくべき項目の例を示す。

- ① 想定するリスク（検討対象とする災害等の特定）
- ② 被害の想定
- ③ 事業継続のための対策（指揮命令系統の明確化／本社等重要拠点の機能の確保／対外的な情報発信及び情報共有／情報システムのバックアップ／サービスの供給関係）
- ④ 事業継続とともに求められるもの（生命の安全確保と安否の確認／事業所及び設備の災害の軽減／二次災害の防止／地域との共生・地域貢献）

ただし、実際の災害では想定外の事態も発生することから、計画を定期的に見直すことは、実効性を維持するために不可欠である。このためには、現実の災害における被災企業の事例を参考にし、定期的な模擬訓練等により継続的な改善が必要である。

建設コンサルタントにおける事業継続への取組みについて、協会としては、引続き会員企業の事業継続への取組みを促進するための情報提供を進めていくとともに、図1-3-2に示すように事業継続とともに求められる項目も含め企業に推進していくこととしている。



出典：「内閣府 事業継続ガイドライン」より協会で作筆

図 1-3-2 事業継続とともに求められるもの

## 1-4 建設コンサルタンツ協会の経営方針

自律した建設コンサルタントへの転換を目指す「建設コンサルタントビジョン 2014」の実現に向け、第二次の中期行動計画 2019～2022 を強力に推進する。

### 1-4-1 建設コンサルタントビジョンの策定経緯

これまでに策定された建設コンサルタントの3つのビジョンは、図1-4-1のとおりである。

#### (1) ATI 構想

最初の建設コンサルタントビジョンは、平成元年に建設省（現国土交通省）が設置した「建設コンサルタントの中長期ビジョン研究会」（座長：中村英夫東京大学教授（当時））により策定された「建設コンサルタント中長期ビジョンーATI 構想（Attractive Technologically Spirited Independent）」である。このビジョンにより、建設コンサルタントの進むべき将来像及びそれを実現するための方策がはじめて示された。

#### (2) 建設コンサルタント 21 世紀ビジョン 改革宣言

ATI 構想から 15 年が経過した建設コンサルタンツ協会の設立 40 周年に、協会は「建設コンサルタント 21 世紀ビジョンー改革宣言」（平成 15 年 5 月）を発表した。これを受けて協会では、「改革宣言」の目指すところを実現するための 5 ヶ年の行動計画として、「（社）建設コンサルタンツ協会中期行動計画」を取りまとめ、平成 16 年度から第一次中期行動計画（平成 16 年度～平成 20 年度）に取り組み、5 年間の総括を行った後、平成 21 年度から第二次中期行動計画（平成 21 年度～平成 25 年度）に取り組んだ。

#### (3) 「建設コンサルタントビジョン 2014～自律した建設コンサルタントへの転換～」

平成 25 年度には「改革宣言」発表から 10 年が経過し、第二次中期行動計画が最終年度を迎えることから、平成 24 年度から中期行動計画 2014 検討委員会を設置し、新ビジョンと新中期行動計画の検討を行った。その成果を平成 26 年度の総会で「建設コンサルタントビジョン 2014～自律した建設コンサルタントへの転換～」として発表し、平成 26 年度から第一次中期行動計画 2014～2018 を展開した。また、同ビジョンの下、第二次中期行動計画 2019～2022 を策定した。これについては、1-4-3 項に詳述する。

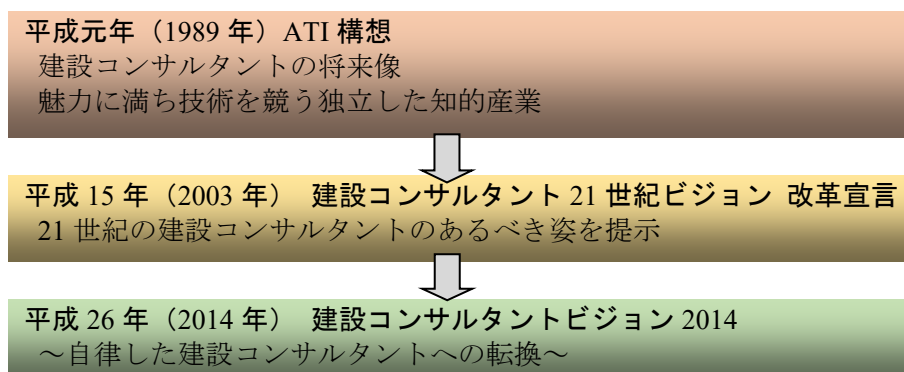


図1-4-1 建設コンサルタントの3つのビジョン



## 1-4-2 「建設コンサルタントビジョン 2014

### ～自律した建設コンサルタントへの転換～

第二次中期行動計画は、協会設立 50 周年を迎えた平成 25 年度で 5 ヶ年の目標年次を終えた。そのため、平成 24 年 4 月に平成 26 年度から始まる新中期行動計画を検討する「中期行動計画 2014 検討委員会」を中期行動計画推進特別委員会内に創設した。当初は、委員会名が示すように「改革宣言」に基づく第三次中期行動計画の検討を前提に議論をしてきた。その後、検討過程で「自律」というキーワードが提案され、平成 24 年 12 月 2 日の笹子トンネル事故では維持管理等の問題が顕在化し、同 16 日の総選挙による政権交代により社会資本整備に対する意識が大きく変化したこともあり、新ビジョン策定に転換することとした。

これ以後も、平成 25 年 11 月には、「首都直下地震対策特別措置法」、「南海トラフ地震対策特別措置法」が、12 月には「防災・減災に資する国土強靱化基本法」などが成立し、平成 26 年度の公共事業の本予算は消費税の増税を考慮しても下げ止まりとなった。この社会資本整備に対する追い風も新ビジョンのなかに反映させることとした。

新ビジョンでは、「社会資本整備をリードする自律した建設コンサルタント（自律した産業、自律した技術者）」を目指し、建設コンサルタントを取り巻く社会環境、建設コンサルタントの現状を勘案し、受け身体質からの脱却と将来ニーズの掘り起こしをテーマに、社会資本をリードする自律した建設コンサルタントを目標とした。その概要を図 1-4-2 に整理した。

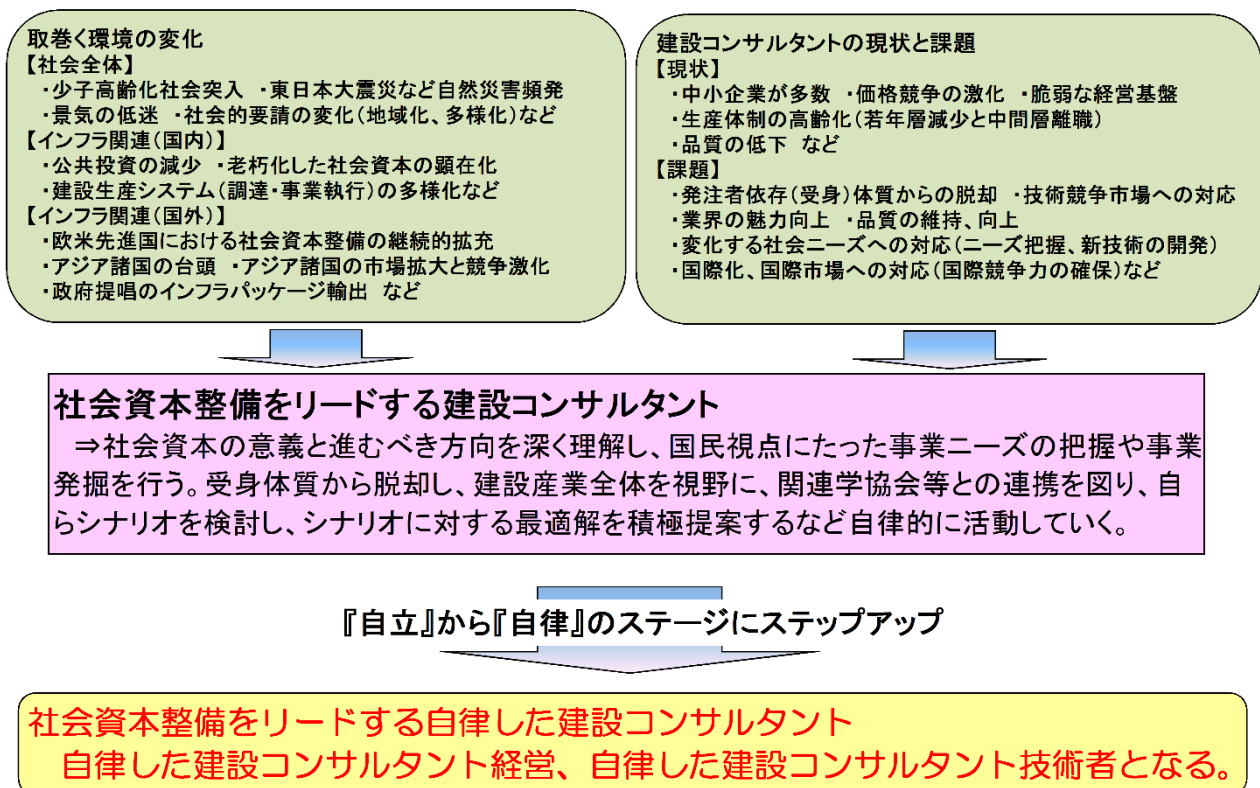


図 1-4-2 社会資本整備をリードする自律した建設コンサルタント



このような建設コンサルタントになるために、3つの基盤と4本の改革の柱（行動方針）を提示した。3つの基盤とは、「倫理基盤」、「品質基盤」、「経営基盤」であり、4本の改革の柱は、「多様な事業ニーズ（コア分野・周辺分野）への取組み」、「技術競争市場の充実と技術開発」、「技術者を活かす組織力の充実」、「企業の特質を活かした自律した経営の実践」である。

最終的に本ビジョンは、「建設コンサルタントビジョン 2014 ～自律した建設コンサルタントへの転換～」と名付けられた。その概要は、次ページに示す図1-4-3のとおりである。

### 1-4-3 中期行動計画 2019～2022

#### （1）新中期行動計画の策定の流れ

建設コンサルタントビジョン 2014 を受けた第一次の中期行動計画「中期行動計画 2014～2018」は、倫理基盤と4本の改革の柱で構成されている。2018年度に、この第一次中期行動計画の期間が終了するため、同ビジョンの下、第二次の中期行動計画を策定することとした。新しい中期行動計画は、建設コンサルタントを巡る環境の変化が速いこと、また5年間の行動計画では実際の活動が冗長になることを考慮して、2019～2022年の4年間の計画とした。

新中期行動計画策定の流れは、図1-4-4に示すとおりであり、2019年5月の常任理事会で最終的に承認された。

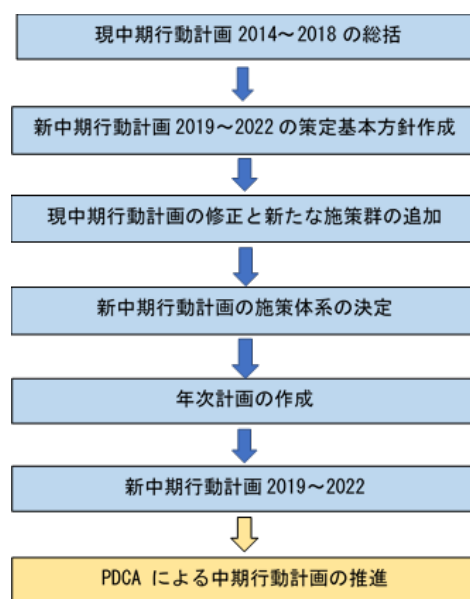


図1-4-4 新中期行動計画策定フロー

#### （2）中期行動計画 2014～2018 の総括

各委員会で中期行動計画の総括を行った結果は表1-4-1のとおりであり、各施策はおおむね計画どおりに進捗しているが、達成度60%未満の施策が5施策あった。特に、建設コンサルタントの新たな役割検討や技術開発にかかる施策は、進捗が思わしくない結果であった。委員会の判断では、全ての施策は継続する必要があるとされている。

#### （3）新中期行動計画 2019～2022

ビジョンとの整合を図りつつ、総括結果と新たな施策提案を踏まえ、以下の6つの基本方針で新中期行動計画案を策定した。

- ① 前中期行動計画に続き「建設コンサルタントビジョン 2014」の4本の改革の柱を踏襲し、各柱の目的がより明快になるようにタイトルを一部修正する。
- ② 4つの柱の目的と施策の関係を吟味し、施策を再配置する。
- ③ 類似施策の集約と重複施策の整理を行う。
- ④ 達成度が低い施策は、活動の方向性を軌道修正する。
- ⑤ 理事会、委員会及び未来塾で提案された新たな施策を加味する。
- ⑥ 外部環境変化の加速を踏まえ活動の冗長化を防ぐため、行動計画は4年間の計画とする。

上記の方針に沿って策定した新しい中期行動計画の施策体系は、図1-4-5に示すとおりである。また、これらの施策を担当する委員会を表1-4-2に示す。

建設コンサルタント 21世紀新ビジョン／自律した建設コンサルタントへの転換(3つの基盤と4本の改革の柱)

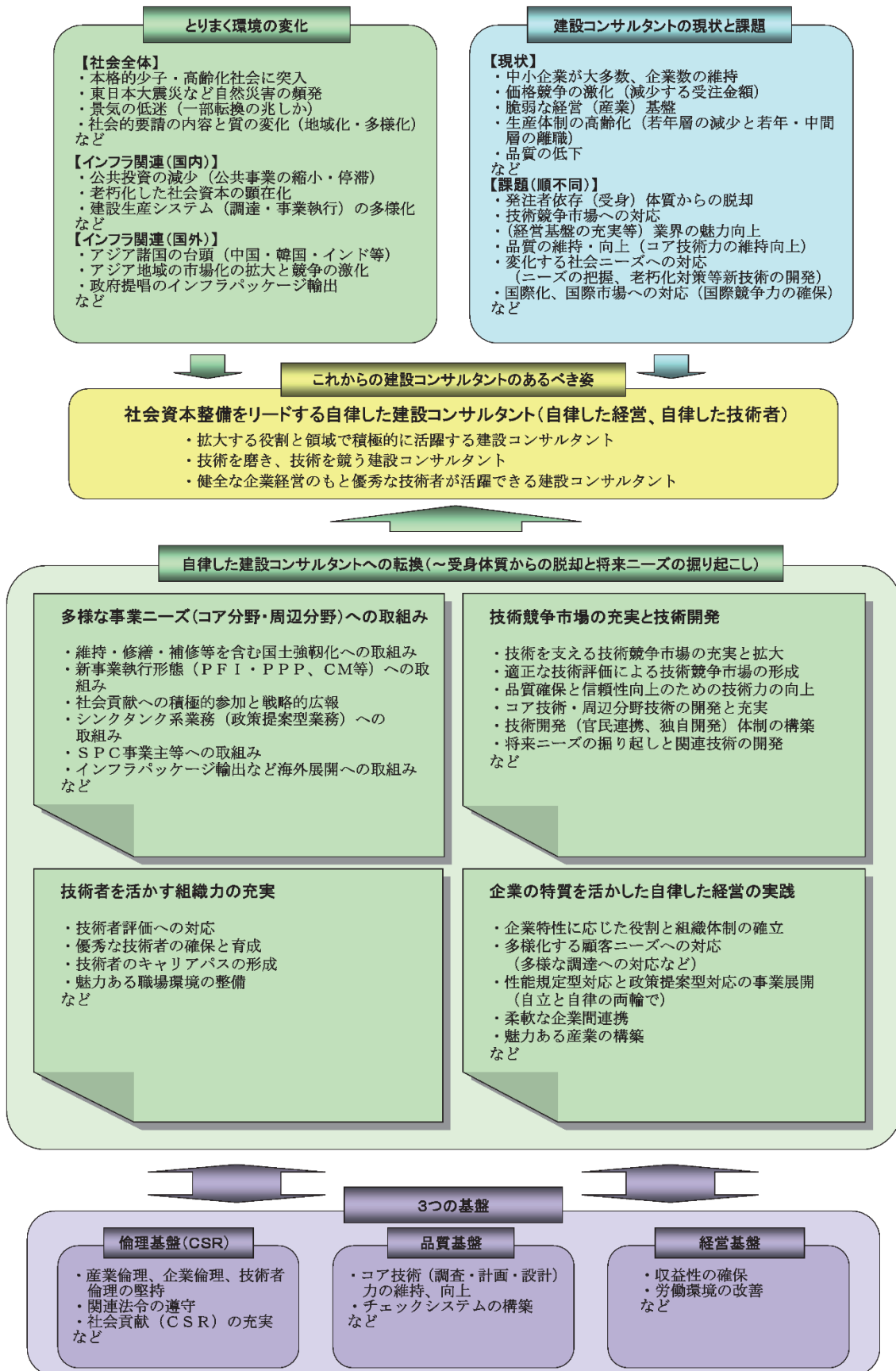


図 1-4-3 建設コンサルタントビジョン 2014

表 1-4-1 中期行動計画 2014～2018 の総括

行動計画	施策	担当委員会	達成度	継続
改革の第1の柱 多様な事業ニーズ（コア分野・周辺分野）への取り組み	1-1 国際市場展開の推進	国際委員会	80%	継続
	1-2 魅力ある建設コンサルタントの広報活動の推進 ・ 広報の在り方、専門委員会のモニタリング ・ 著作物（会誌等）の充実等 ・ 学生論文・フォトコンテスト等	広報戦略委員会	100%	継続
		会誌編集専門委員会	100%	継続
		広報事業専門委員会	80～100%	継続
	・ 一般市民等に向けた魅力度向上等	広報専門委員会	100%	継続
	1-3 建設コンサルタントの役割の提案	企画委員会	50%	継続
	1-4 マネジメント領域拡大の支援 ・ PFI・PPP ・ CM・PM	マネジメントシステム委員会（PFI 専門委員会）	90%	継続
		マネジメントシステム委員会（PM 専門委員会）	100%	継続
	1-5 維持管理 ・ 点検、補修、更新等	社会資本維持管理対策検討推進本部（維持管理対策特別WG）	75%	継続
	1-6 社会資本整備の在り方の提言	企画委員会（社会資本整備のあり方検討WG）	70%	継続
1-7 社会貢献活動への参画	各支部			
改革の第2の柱 技術競争市場の充実と技術開発	2-1 技術力による選定の確立 ・ 適正なプロポ・総合評価方式の検討 ・ 地方公共団体への技術選定の普及 ・ 入札・契約に係わる適正なシステム、制度の確立	業務システム委員会（選定・契約専門委員会）	50～70%	継続
		業務システム委員会（業務形成・実施専門委員会）	60%	継続
	2-2 品質確保のための制度・仕組みの確立	品質向上推進特別本部（品質向上推進特別WG）	50%	継続
	2-3 契約約款案の作成と提案	企画委員会	65%	継続
	2-4 適正な責任担保制度の確立	総務委員会	87%	継続
	2-5 適正な資格制度の確立	RCCM 資格制度委員会	95%	継続
	2-6 社会ニーズの掘り起こしと技術開発	企画委員会	20%	継続
	改革の第3の柱 技術者を活かす組織力の充実	3-1 自律した技術者を育成するための行動計画	CPD 委員会（CPD 監査専門委員会、集合研修調整専門委員会）	90%
3-2 適正な報酬体系の充実		報酬・積算体系特別委員会	80%	継続
3-3 健全な労働環境の構築に向けて		総務委員会	75%	継続
改革の第4の柱 企業の特質を活かした自律した経営の実践	4-1 経営基盤の安定・強化の支援	経営委員会	80%	継続
	4-2 自律した経営の実践方策 ・ 自律した経営を実践するための方策検討 ・ 地域コンサルタントの経営実態に関する調査等	企画委員会	20%	継続
		地域コンサルタント委員会	60%	継続
	4-3 建設コンサルタントの法制化	企画委員会（登録制度専門委員会）	50%	継続
改革の第5の柱 倫理基盤の充実	5-1 倫理の堅持の支援	コンプライアンス委員会	80%	継続

倫理基盤

- ・職業倫理の基盤整備と会員企業への普及啓発活動

第1の柱

多様な事業ニーズへの取り組み

- 1-1: 社会資本整備のあり方と建設コンサルタントの役割の提案
- 1-2: 国際市場展開の推進
- 1-3: マネジメント領域拡大の支援
- 1-4: 維持管理分野での役割拡大

第2の柱

技術競争市場の確立と技術開発

- 2-1: 技術力による選定の確立
- 2-2: 品質確保のための制度・仕組みの確立
- 2-3: 契約約款案の作成と提案
- 2-4: 適正な責任担保制度の確立
- 2-5: 適正な資格制度の確立
- 2-6: 生産性の向上 (BIM/CIM, ICT)
- 2-7: 技術開発のためのプラットフォームの構築

第3の柱

技術者を活かす組織力の充実と担い手の確保

- 3-1: 魅力ある建設コンサルタントの広報活動の推進
- 3-2: 働き方改革の推進
- 3-3: 自律した技術者の育成支援
- 3-4: 適正な報酬体系の充実
- 3-5: 地域貢献と建設コンサルタントの認知度アップ

第4の柱

企業の特質を活かす自律経営の実践

- 4-1: 経営基盤の安定・強化の支援
- 4-2: 地域コンサルタントの自律経営支援
- 4-3: 建設コンサルタントの法制化
- 4-4: 環境配慮経営の実践

図 1-4-5 新中期行動計画 2019～2022 の施策体系

表 1-4-2 中期行動計画 2019～2022 施策と担当委員会

行動計画	施策	担当委員会
倫理基盤	・職業倫理の基盤整備と会員企業への普及啓発活動	職業倫理・コンプライアンス委員会
第1の柱 多様な事業 ニーズへの取 組み	1-1:社会資本整備の在り方と建設コンサルタントの役割の提案	企画委員会
	1-2:国際市場展開の推進	国際委員会
	1-3:マネジメント領域拡大の支援	マネジメントシステム委員会
	1-4:維持管理分野での役割拡大	統括技術委員会 (維持管理対策WG)
第2の柱 技術競争市場 の確立と技術 開発	2-1:技術力による選定の確立	業務システム委員会
	2-2:品質確保のための制度・仕組みの確立	品質委員会
	2-3:契約約款案の作成と提案	企画委員会
	2-4:適正な責任担保制度の確立	総務委員会
	2-5:適正な資格制度の確立	RCCM 資格制度委員会
	2-6:生産性の向上 (BIM/CIM,ICT)	統括技術委員会 (生産性向上WG)、ICT委員会
	2-7:技術開発のためのプラットフォームの構築	統括技術委員会
第3の柱 技術者を活か す組織力の充 実と担い手の 確保	3-1:魅力ある建設コンサルタントの広報活動の推進	広報戦略委員会、各支部
	3-2:働き方改革の推進	総務委員会、経営委員会 各支部
	3-3:自律した技術者の育成支援	CPD委員会、各支部
	3-4:適正な報酬体系の充実	企画委員会 (報酬のあり方検討WG)
	3-5:地域貢献と建設コンサルタントの認知度アップ	各支部
第4の柱 企業の特質を 活かす自律経 営の実践	4-1:経営基盤の安定・強化の支援	経営委員会
	4-2:地域コンサルタントの自律的経営支援	地域コンサルタント委員 会
	4-3:建設コンサルタントの法制化	企画委員会
	4-4:環境配慮経営の実践	マネジメントシステム委 員会